

## 徳島県認知症対策連携推進会議設置要綱

### (目的)

第1条 徳島県内の認知症施策全般の推進について検討することを目的として徳島県認知症対策連携推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 県内の認知症に係る医療、介護、福祉等の専門機関等の連携に関すること
- (2) 県内の認知症施策の全体的な水準の向上に関すること

### (組織)

第3条 会議の委員は、医療関係者、学識経験者、福祉関係者等で構成し、知事が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年間とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

### (座長)

第4条 会議に座長を置く。

- 2 座長は、徳島県保健福祉部次長をもって充てる。

### (会議)

第5条 会議は、座長が招集する。

### (代理出席等)

第6条 委員は、座長の許可を得た者を代理として出席させることができる。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を依頼することができる。

### (庶務)

第7条 会議の庶務は、徳島県保健福祉部長寿いきがい課において処理する。

### (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。